

主観点審査項目の見直し概要

1. 審査項目の新規追加について

★「健康づくりの推進」を追加する。

建設人材の確保を図る観点から、建設従事者の健康づくりに積極的に取り組み、長崎県と協会けんぽ長崎支部が実施する健康経営宣言事業において、「健康経営推進企業」として認定を受けた事業者に加点する。

- (1) 評価項目：「健康づくりの推進」
- (2) 評価対象：審査対象特定日時点（毎年10月31日）における認定事業者
- (3) 付与点数：5点
- (4) 適用日：令和3年4月1日

【「健康経営」宣言事業のすすめ方】

〔STEP1〕「健康経営」宣言事業への参加申込（登録票を協会けんぽへ提出）



〔STEP2〕「健康経営」宣言書を掲示するなど、従業員へ周知



〔STEP3〕「5つの取り組み」を実施

- ①生活習慣病予防健診受診向上への取り組み
- ②受診結果による治療の徹底と健康指導の活用の取り組み
- ③事業所全体で継続的な健康増進や改善に向けた取り組み
- ④禁煙・受動喫煙防止に向けた取り組み
- ⑤メンタルヘルスへの取り組み



〔STEP4〕1年後、「取り組み評価シート」による報告



〔STEP5〕取り組みが優秀な事業所を「健康経営推進企業」として認定

2. 審査内容の見直しについて

★「労働安全衛生への取組み」の内容の充実を図る。

●建設工事従事者の安全と健康の確保を推進するための研修機会の拡大及び内容の充実を図るため、加点対象となっている現行研修に2 研修を追加する。

●付与点数：上限を現行の5点から8点に引き上げる。

〔現行制度〕

直近1年間に、下記のうちのいずれかの講習を受講した場合に、1講習につき2点、上限5点まで加点する。

- ①現場管理者統括管理講習
- ②職長・安全衛生責任者教育
- ③総合工事業者のためのリスクアセスメント研修
- ④職長のためのリスクアセスメント教育



上記4研修に次の2研修を追加する。

⑤職長・安全衛生責任者能力向上教育

職長及び安全衛生責任者の再教育が、概ね5年毎に受講することが規定されたため、職長・安全衛生責任者に必要な基礎知識の再教育を行う。

⑥熱中症予防指導員・管理者研修

近年、熱中症による労働災害が頻発しており、新型コロナ対策と併せた熱中症対策が急務となってきている。

〔加点の上限の考え方〕

現行は、対象となる4研修で上限5点（1研修に換算すると1.25点）



2研修を追加するため、2.5点を現行の上限に加算



上限を5点から8点とする。